

新築や増築された方へ 家屋調査にご協力ください

家屋を新築または増改築した場合、固定資産税の課税根拠となる評価額を算出するため、家屋の調査が必要となります。

調査については、市税務課職員が事前連絡のうえ、ご都合の良い日時にお伺いする予定ですが、都合上、事前連絡なしにお伺いする場合があります。家屋調査にご理解とご協力をお願いします。

※入居前に調査を希望される方は、完成後お早めにご連絡ください。ご都合の良い日時を相談のうえ、お伺いします。

【家屋調査の内容】

間取りや仕上げ材料などを確認するため、各部屋を拝見します。図面などをお借りすることもあります。

また、すでに家屋課税台帳に登載の建物についても、登録事項の変更がないか現況調査を行います。

【調査にかかる時間】

家屋調査にかかる時間は、家屋の規模にもよりますが、一般的な住宅であれば1棟あたり1時間程度です。

【家屋を取り壊した時】

固定資産税は、1月1日現在の家屋所有者に課税されますので、家屋を取り壊した年の翌年度からは課税(家屋のみ)されません。

市税務課では市内の家屋の状況把握に努めていますが、取り壊しのご連絡がない場合、翌年度以降も引き続き課税されることがあります。お手数ですが、年内に市税務課まで取り壊しの届出を提出してください。

また、登記をされている建物を取り壊された場合は、法務局への滅失登記もお願いします。

新築や増築に伴い土地の用途を変更された方へ

住宅用地として使用ようになったなど、土地の利用形態を変更された場合には、土地の固定資産税額が変更になることがあります。

土地の用途を変更された方は、市税務課固定資産税担当までご連絡ください。

【用途変更の例】◎新築・増築に伴い、住宅用地を新たに取得

◎住宅用地の変更(隣接地の買い足しなど)

◎住宅用地以外の土地を住宅用地に変更(土地・家屋の用途変更など)

◎住宅用地の全部または一部を別用途に変更(店舗・駐車場・住宅の取り壊しなど)



【農地をお持ちの方へ】

新築・増築をするために、農地を農地以外の用途に使用した場合や、農地法に基づいて農地の転用(許可・届出)をした場合などは、翌年度から宅地並評価となる場合があります。

【お問い合わせ先】市税務課 固定資産税担当(市役所1階) ☎32・2115 / FAX33・3401
Mail:koteishisanzei@city.komatsushima.i-tokushima.jp



事業者の皆様へ

消費税インボイス制度等説明会

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(インボイス制度)が実施されます。事業者の皆様には、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の実施に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度等説明会を下記の日程で開催しますので、ぜひご参加ください。

インボイス制度説明会(登録要否相談会)

インボイス制度の概要を説明するほか、希望される方を対象に、登録の考え方や必要な情報等を個別に案内します。

■開催日 7月25日(火)/8月29日(火)/9月26日(火)

■開催時間 ①午前10時から11時まで

②午後2時から3時まで

【申込・お問い合わせ先】

徳島税務署 総務課 ☎088・622・4131(代表)

※代表電話にお問い合わせいただく際は、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

※説明会開催日程等の最新情報は、高松国税局ホームページ内「税に関する情報」の「消費税のインボイス制度説明会に関するお知らせ」をご参照ください。

■開催場所 徳島税務署(徳島市幸町三丁目54番地) 3階大会議室

■定員 各回40名

要事前
予約

インボイス制度等説明会にご参加いただく方へ

※会場収容人数の都合上、事前予約制です。事前にお問い合わせ先まで申込みをお願いします。

※新型コロナウイルス感染症等拡大状況によっては、中止または延期する場合がありますので、あらかじめご承知ください。
※説明会場の駐車場には限りがあります。ご来場の際には、乗り合わせや公共交通機関等をご利用ください。



徳島税務署

【共催】徳島税務署管内青色申告会連合会
(公社)徳島法人会、徳島間税会